

「平成30年7月豪雨」に伴う災害廃棄物処理支援について

1 本市の災害ごみ（片付けごみ）の処理について

（市民が敷地外に搬出した災害廃棄物・土砂の処理）

一般家庭において床上浸水等により被災した畳、家具、家電製品等の災害ごみ（片付けごみ）を環境センターが収集し、焼却工場等で処理を行った。

また、河川、道路等から一般家庭の宅地に流れ込んだ土砂については業者に収集委託し、埋立て処分を行った。

○収集件数 158件

○収集ごみ量 253.8トン

（平成30年10月1日時点）



2 本市の災害廃棄物処理支援事業について（敷地内に残置された災害廃棄物）

今回、環境省が補助事業の対象を拡大したことから、この補助制度の範囲内で、宅地内の災害廃棄物を市の事業として処理することとした。

（1）対象となる災害廃棄物

- ① 半壊以上の家屋
- ② 宅地内土砂混じりがれき

（2）費用償還

既に宅地の所有者等が自ら家屋解体や土砂混じりがれきの撤去を行った場合について、市が費用償還する。

（3）スケジュール

現在、現地調査を行っており、12月以降、解体・撤去を行う。

3 災害廃棄物の収集支援

岡山県倉敷市の災害廃棄物処理について、全国都市清掃会議から支援要請を受け、収集支援を行った。

○期間：8月6日（月）～8月30日（木）

○派遣人員：延べ96人（1班12人×8班）

○派遣機材：パッカー車3台、連絡車3台

○作業内容：倉敷市真備町内に排出された災害ごみを収集し、仮置場まで運搬。

